

## 議案第 5 9 号

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の125」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の120」に改める。

第2条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。